

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月26日
【中間会計期間】	第21期中（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン
【英訳名】	JAC Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神村 昌志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階
【電話番号】	03-5259-6926
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階
【電話番号】	03-5259-6926
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高 (百万円)	—	—	3,926	5,814	7,216
経常利益 (百万円)	—	—	294	594	1,160
中間(当期)純利益 (百万円)	—	—	172	329	579
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	—	—	607	80	607
発行済株式総数 (株)	—	—	664,500	606,500	664,500
純資産額 (百万円)	—	—	2,778	1,094	2,685
総資産額 (百万円)	—	—	3,677	1,968	3,989
1株当たり純資産額 (円)	—	—	4,181.08	1,803.87	4,041.99
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	—	—	259.14	563.93	925.23
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	242.56	—	905.98
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	70.00	120.00
自己資本比率 (%)	—	—	75.5	55.6	67.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△174	360	986
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△125	△148	△445
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△79	△411	1,012
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (百万円)	—	—	1,903	729	2,282
従業員数 (人)	—	—	638	315	462
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(30)	(25)	(32)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第21期中間会計期間が半期報告書の提出初年度であり、当該中間会計期間より証券取引法第193条の2の規定に基づく中間監査を受けているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第19期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第20期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針 第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
6. 第21期中より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第20期以前についても百万円単位に組替え表示しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数（人）	638（30）
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度より、176名増加しましたのは、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

従業員の業績及び行動評価に基づく処遇を行う当社人事制度等により、労使関係は円満に推移しており、労働組合は結成されておられません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景として設備投資が増加し、また、雇用情勢の改善から個人消費にも持ち直しの動きが見られ、原油価格の動向などの懸念材料はあるものの、回復歩調のなか推移してまいりました。

このような事業環境の中、当社は昨年来社員採用を積極的に実施し、また、当中間会計期間におきましては、大阪支店のオフィス増床移転、新・人材紹介業務システムの導入を行い、事業拡大を行ってまいりました。その結果、当中間会計期間における当社の売上高は3,926百万円となりました。事業別売上高は、人材紹介事業部門では売上高3,077百万円、人材派遣事業部門では売上高849百万円となっております。

利益面では、大阪支店のオフィス増床移転、新・人材紹介業務システムの導入等による販売費及び一般管理費の増加により、営業利益291百万円、経常利益294百万円、中間純利益172百万円となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

1) 人材紹介事業

企業の正社員に対する人材需要は引き続き強く、人材紹介業のマーケットの好況は続くと考えており、このような状況下にあります。求人企業への訪問強化による求人数の拡大とご登録者との面談数の増強を通じて、求人紹介総量を増やし、当社のご登録者の中で、当社の紹介を通じて転職を決定いただく確率を高めてまいりました。

また、本年5月月初から稼働いたしました新・人材紹介業務システムにより、飛躍的なシステムスピードの改善に加え、紹介案件の進捗管理が極めて簡明なものとなりました。その結果、人材紹介事業の売上高は3,077百万円となりました。

2) 人材派遣事業

人材派遣事業では、非正規社員の正社員化の流れを捉え、売上総利益の確保という観点から、純粋な人材派遣稼働人員を最終的には正社員化することができる紹介予定派遣にシフトし、人材紹介事業のご登録者へのサービスメニューを広げるとともに、企業へのサービス力のアップを目指しました。その結果、人材派遣事業の売上高は849百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は1,903百万円と前事業年度末と比べ378百万円の減となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純利益275百万円、法人税等の支払額473百万円等により174百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、大阪支店の移転による設備投資を行ったことにより125百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払による79百万円の支出により79百万円の支出となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	売上高（百万円）	前年同期比（％）
1. 人材紹介事業		
機械・電気・化学業界	877	—
金融業界	673	—
消費財・サービス業界	592	—
メディカル・医療業界	516	—
IT・通信業界	390	—
その他	26	—
人材紹介事業 計	3,077	—
2. 人材派遣事業		
人材派遣事業 計	849	—
合計	3,926	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

5【研究開発活動】

該当する事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した設備計画のうち、完了したものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別の名称	設備内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力
大阪支店 (大阪市北区)	人材紹介事業 人材派遣事業	管理・営業 業務施設	149	平成19年2月	大阪エリアの営業強化

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年9月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	664,500	664,500	ジャスダック証券取引所	(注)
計	664,500	664,500	—	—

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年12月9日の臨時株主総会決議により平成16年12月24日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	30,710(注)6.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,710(注)1.6.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

- ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②上記3.の②に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

6. 平成19年8月31日現在、付与株式総数31,110株のうち退職により、2名400株分の権利が喪失している。

(平成18年3月29日の第19期定時株主総会決議により平成18年6月2日発行)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	19,850(注)6.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,850(注)1.6.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月17日 至 平成28年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

- ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②上記3. の②に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

6. 平成19年8月31日現在、付与株式総数22,000株のうち退職により、3名2,150株分の権利が喪失している。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年1月1日～平成19年6月30日	—	664,500	—	607	—	582

(5) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
田崎 忠良	London United Kingdom	256,540	38.61
田崎 ひろみ	London United Kingdom	119,660	18.01
金親 晋午	東京都目黒区	102,100	15.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番地11号	44,080	6.63
J A C J a p a n社員持株会 理事長 小野 廣人	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階	20,660	3.11
神村 昌志	兵庫県川辺郡猪名川町	12,060	1.82
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番地12号	11,860	1.78
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	東京都中央区晴海一丁目8番地12号	11,230	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番地3号	9,890	1.49
服部 啓男	神奈川県川崎市	7,060	1.06
計	—	595,140	89.56

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	44,080株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	11,860株
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	11,230株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,890株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式664,480	66,438	(注) 1. 2.
単元未満株式	普通株式 20	—	(注) 3.
発行済株式総数	664,500	—	—
総株主の議決権	—	66,438	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。なお、議決権の数の欄には、同機構名義の議決権10個は含まれておりません。

3. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地神保町三井ビルディング14階	—	—	—	0.00
計	—	—	—	—	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	25,100	23,970	22,310	19,800	18,000	16,500
最低 (円)	22,000	20,500	19,330	13,500	12,190	12,800

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。なお、当中間会計期間において当社の監査人は、みすず監査法人から、新日本監査法人に交代しております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 金額単位の変更について

当社の財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当中間会計期間より百万円単位をもって記載することといたしました。なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年12月31日)		
		金額 (百万円)		金額 (百万円)		
			構成比 (%)		構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			2,168		2,529	
2. 売掛金			496		442	
3. 貯蔵品			1		1	
4. 前払費用			56		61	
5. 繰延税金資産			121		130	
6. その他			2		1	
貸倒引当金			△3		△1	
流動資産合計			2,843	77.3	3,165	79.4
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		163		157		
減価償却累計額		29	133	29	127	
(2) 車両運搬具		11		11		
減価償却累計額		5	5	4	6	
(3) 工具器具備品		243		141		
減価償却累計額		78	165	52	89	
(4) 建設仮勘定			2		24	
有形固定資産合計			307	8.4	248	6.2
2. 無形固定資産						
(1) 商標権			1		1	
(2) ソフトウェア			47		44	
(3) その他			2		2	
無形固定資産合計			51	1.4	48	1.2
3. 投資その他の資産						
(1) 敷金・保証金			424		460	
(2) 繰延税金資産			50		66	
(3) 更生債権			1		1	
(4) 長期未収入金			—		4	
貸倒引当金			△1		△6	
投資その他の資産合計			475	12.9	526	13.2
固定資産合計			834	22.7	824	20.6
資産合計			3,677	100.0	3,989	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 未払金		360		376	
2. 未払費用		66		43	
3. 未払法人税等		107		511	
4. 未払消費税等		64		106	
5. 前受金		—		2	
6. 預り金		85		59	
7. 賞与引当金		153		114	
8. 解約調整引当金		27		30	
流動負債合計		864	23.5	1,246	31.2
II 固定負債					
1. 長期未払金		34		57	
固定負債合計		34	1.0	57	1.5
負債合計		899	24.5	1,303	32.7
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		607	16.5	607	15.2
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		582		582	
資本剰余金合計		582	15.8	582	14.6
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		1		1	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		800		800	
繰越利益剰余金		786		694	
利益剰余金合計		1,588	43.2	1,495	37.5
4. 自己株式		△0	△0.0	—	—
株主資本合計		2,778	75.5	2,685	67.3
純資産合計		2,778	75.5	2,685	67.3
負債純資産合計		3,677	100.0	3,989	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高	※1	3,077	100.0	4,828	100.0
1. 紹介事業収入		849		2,387	
2. 派遣事業収入		3,926		7,216	
II 売上原価					
1. 紹介事業原価		23		48	
2. 派遣事業原価		676	17.8	1,934	27.5
売上総利益		3,227	82.2	5,232	72.5
III 販売費及び一般管理費					
1. 役員報酬		94		158	
2. 給与手当等		1,297		2,018	
3. 法定福利費		188		276	
4. 退職給付費用		31		24	
5. 賞与引当金繰入		177		114	
6. 貸倒引当金繰入		1		4	
7. 地代家賃		254		280	
8. 減価償却費		46		54	
9. 広告宣伝費		288		368	
10. その他		555	74.8	734	55.9
営業利益		291	7.4	1,198	16.6
IV 営業外収益					
1. 受取利息		2		0	
2. 受取配当金		—		0	
3. セミナー収入		0		0	
4. 講演料収入		—		0	
5. その他		0	0.1	0	0.0
V 営業外費用					
1. 為替差損		0		1	
2. 株式交付費		—		6	
3. 株式公開準備費用		—		31	
4. その他		0	0.0	0	0.5
経常利益		294	7.5	1,160	16.1
VI 特別利益					
1. 貸倒引当金戻入		3	0.1	—	—

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)			
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		
VII 特別損失	※2						
1. 固定資産除却損		21		4			
2. 確定拠出年金制度 移行に伴う損失		—	21	0.6	23	28	0.4
税引前中間(当期)純利益			275	7.0		1,131	15.7
法人税、住民税及び事業税		78			608		
法人税等調整額		25	103	2.6	△55	552	7.7
中間(当期)純利益				4.4		579	8.0

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自 株 已 式 株 資 合 本 計	主 本 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成18年12月31日 残高 (百万円)	607	582	582	1	800	694	1,495	—	2,685	2,685
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当						△79	△79	—	△79	△79
中間純利益						172	172	—	172	172
自己株式の取得								△0	△0	△0
中間会計期間中の変動額 合計 (百万円)	—	—	—	—	—	92	92	△0	92	92
平成19年6月30日 残高 (百万円)	607	582	582	1	800	786	1,588	△0	2,778	2,778

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株 資 合 本 計	主 本 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成17年12月31日 残高 (百万円)	80	55	55	1	500	457	958	1,094	1,094	
事業年度中の変動額										
新株の発行	527	527	527					1,055	1,055	
別途積立金の積立て (注)					300	△300	—	—	—	
剰余金の配当 (注)						△42	△42	△42	△42	
当期純利益						579	579	579	579	
事業年度中の変動額 合計 (百万円)	527	527	527	—	300	236	536	1,591	1,591	
平成18年12月31日 残高 (百万円)	607	582	582	1	800	694	1,495	2,685	2,685	

(注) 平成18年3月定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度の要約 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		275	1,131
減価償却費		46	54
貸倒引当金の増減額		△2	4
賞与引当金の増加額		38	38
解約調整引当金の増減額		△3	15
退職給付引当金の減少額		—	△36
受取利息及び受取配当金		△2	△1
為替差損		—	1
固定資産除却損		21	4
売上債権の増減額		△49	2
棚卸資産の増加額		△0	△0
未払金の増減額		△35	72
未払費用の増減額		22	△0
未払消費税等の減少額		△42	△9
その他		27	1
小計		295	1,278
利息及び配当金の受取額		2	1
法人税等の支払額		△473	△293
営業活動によるキャッシュ・フロー		△174	986

		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度の要約 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出		△18	△36
有形固定資産の取得による支出		△136	△134
無形固定資産の取得による支出		△5	△10
その他投資の取得による支出		△0	△278
その他投資の回収による収入		35	13
投資活動によるキャッシュ・フロー		△125	△445
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		—	1,055
配当金の支払額		△79	△42
自己株式取得による支出		△0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△79	1,012
IV 現金及び現金同等物の 増減額		△378	1,552
V 現金及び現金同等物の 期首残高		2,282	729
VI 現金及び現金同等物の 中間(期末)残高	※	1,903	2,282

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8年～15年 車両運搬具 6年 工具器具備品 3年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改定に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>—</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

項目	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(4) 解約調整引当金 解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 (追加情報) 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年12月に退職一時金制度の全部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行に伴う影響額23百万円は、特別損失として計上しております。</p> <p>(4) 解約調整引当金 同左</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>—</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,685百万円です。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>—</p>	<p>(外形標準課税) 当事業年度から資本金が1億円超になり外形標準課税制度が適用となったことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が18百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が18百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※1 紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額27百万円及び解約調整引当金戻入額10百万円の調整後の金額であります。 ※2 固定資産除却損の内訳 建 物 20百万円 工具器具備品 0百万円 合 計 21百万円 3 減価償却実施額 有形固定資産 38百万円 無形固定資産 7百万円	※1 紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額30百万円及び解約調整引当金戻入額0百万円の調整後の金額であります。 ※2 固定資産除却損の内訳 建 物 2百万円 ソフトウェア 1百万円 合 計 4百万円 3 減価償却実施額 有形固定資産 40百万円 無形固定資産 13百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	664,500	—	—	664,500
合計	664,500	—	—	664,500
自己株式				
普通株式(注)	—	3	—	3
合計	—	3	—	3

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	79	120	平成18年12月31日	平成19年3月29日

前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	606,500	58,000	—	664,500
合計	606,500	58,000	—	664,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加58,000株は、第三者割当新株発行による増加が8,000株、株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴う募集株式発行による増加が50,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

(ストック・オプション等関係) に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年3月29日 定時株主総会	普通株式	42	70	平成17年12月31日	平成18年3月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	79	利益剰余金	120	平成18年12月31日	平成19年3月29日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在) (百万円)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 2,168	現金及び預金勘定 2,529
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△265</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△247</u>
現金及び現金同等物 <u>1,903</u>	現金及び現金同等物 <u>2,282</u>

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																																																														
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法につきましては、利息法によっております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	48	9	38	ソフトウェア	1	0	1	合計	50	9	40	1年内	9百万円	1年超	31百万円	合計	40百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	4百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">31</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p style="padding-left: 20px;">未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	39	8	31	ソフトウェア	1	0	1	合計	41	8	33	1年内	8百万円	1年超	25百万円	合計	33百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	12百万円	1年超	1百万円	合計	12百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																												
工具器具備品	48	9	38																																																												
ソフトウェア	1	0	1																																																												
合計	50	9	40																																																												
1年内	9百万円																																																														
1年超	31百万円																																																														
合計	40百万円																																																														
支払リース料	5百万円																																																														
減価償却費相当額	4百万円																																																														
支払利息相当額	0百万円																																																														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																												
工具器具備品	39	8	31																																																												
ソフトウェア	1	0	1																																																												
合計	41	8	33																																																												
1年内	8百万円																																																														
1年超	25百万円																																																														
合計	33百万円																																																														
支払リース料	5百万円																																																														
減価償却費相当額	5百万円																																																														
支払利息相当額	0百万円																																																														
1年内	12百万円																																																														
1年超	1百万円																																																														
合計	12百万円																																																														

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）及び前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

当社は有価証券を保有しておりませんので該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）及び前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

当中間会計期間における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

①ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数(注)1.	普通株式 31,110株	普通株式 22,000株
付与日	平成16年12月24日	平成18年6月2日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	自 平成17年12月24日 至 平成20年1月1日	自 平成18年6月2日 至 平成20年5月17日
権利行使期間	自 平成20年1月1日 至 平成26年12月8日	自 平成20年5月17日 至 平成28年3月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月経過しなければ行使できない。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) スtock・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	31,110	—
付与	—	22,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	31,110	22,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

2) 単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,000	4,000
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	0

(2) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年6月2日に付与したストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。

① 1株当たりの評価額 4,000円

株式の評価は、収益還元法と時価純資産法に基づいて算出した価格を基礎として決定しております。

② 新株予約権の行使価格 4,000円

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため、単位当たり本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による財務諸表に与える影響はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)及び前事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)		前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)	
1株当たり純資産額	4,181.08円	1株当たり純資産額	4,041.99円
1株当たり中間純利益金額	259.14円	1株当たり当期純利益金額	925.23円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	242.56円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	905.98円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益(百万円)	172	579
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	172	579
期中平均株式数(株)	664,499	626,127
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	45,412	13,302
(うち新株予約権)	(45,412)	(13,302)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第20期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）平成19年3月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月20日

株式会社ジェイエイシージャパン

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山崎 一彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシージャパンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイエイシージャパンの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。